

「柳井レクチャー」実施要領（申し合わせ）

日本行動計量学会理事会

1. 毎年 1 名，柳井レクチャーの講演者を選出し，日本行動計量学会大会において 1 時間程度の特別講演を行う。ただし，特別な事情がある場合，大会以外での講演の可能性も排除しない。
2. 講演の内容は，故柳井晴夫先生の御業績に鑑み，行動科学における計量的方法の理論と応用とする。
3. 柳井レクチャーの候補者選定のための「柳井レクチャー委員会」を組織し，各年度内において，次年度大会での講演者の候補を理事会に推薦する。講演者の最終決定を理事会が行う。
4. 講演者は，原則，日本行動計量学会会員とするが，非会員であることを妨げない。
5. 講演者には 5 万円を贈呈する。ただし，非会員の講演者には交通費として，国内在住の場合 3 万円，海外在住の場合 7 万円を上限に支給することがある。
6. 講演の内容は，「行動計量学」あるいは **Behaviormetrika** に投稿していただく。ただし，投稿の有無，投稿区分などは講演者の自由な選択とする。この旨は，講演者に引き受けていただく際に，理事会を代表し事務局から説明する。説明は，事務局からの指示で，柳井レクチャー委員会が代行することも可能とする。
7. 当面 10 年間の取組とし，10 年後にその存続を含め理事会にて議論する。
8. 柳井晴夫先生からのご遺志によるご寄付は柳井レクチャーの原資とし，日本行動計量学会事務局にて管理する。
9. 「柳井レクチャー委員会」のメンバーの選出を始め，柳井レクチャーに関する必要事項は理事会において，これを定める。

平成 27 年 2 月 9 日改正

令和 3 年 2 月 17 日改正